

令和3年5月11日
豊島区子ども家庭部保育課

保護者の皆様へ

「緊急事態宣言」延長に伴う保育園の対応および感染拡大防止対策について

日頃から、保育園運営に多大なるご協力をいただきありがとうございます。

さて今般、5月11日を期限として発令されていた新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されました。

こうした状況下における本区の保育園の対応につきましては、これまでと同様、緊急事態宣言中においても必要な保育を提供できるよう、感染予防・拡大防止の対策を徹底しつつ、原則、通常どおりの運営を行ってまいります。

保護者の皆様におかれましては、下記の内容について再度ご家族皆様でご確認いただき、引き続き、保育園における感染対策にご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 感染防止対策へのご協力について

(1) 保育園への連絡のお願い

以下に該当する場合は、保育園へ速やかにご連絡をお願いいたします。

- ① 園児本人が、発熱（目安37.5度以上）や呼吸器症状（咳、鼻水等）が認められる場合
- ② 園児もしくは園児の同居家族が、濃厚接触者として特定された場合
- ③ 園児もしくは園児の同居家族が、PCR検査を受けることとなった場合
- ④ 園児もしくは園児の同居家族が、PCR検査結果が判明した場合

※ ①～③に該当する場合、次に記載する期間は登園を避けご自宅でお過ごしいただくようお願いします。

- ①の場合、解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまで
- ②③の場合、検査の結果陰性が確認されるまで（保健所から健康観察期間の指定があった場合はその期間満了まで）

※ なお、所属する会社が独自に実施するPCR検査等は、感染の疑いがあり検査を受けるわけではないため、登園を控えていただく必要はありません。その場合でも、検査を受けることとなった時点では保育園へご連絡をお願いします。

(2) 保護者やご家族の方が体調不良等により医療機関を受診される際には、可能な限り診断を受けるまではお子さまの登園を控えていただきますようお願ひいたします。

※ 園児の登園後、保護者の方が医療機関を受診し、即日 P C R 検査を受ける事例が多く報告されています。

(3) 3・4・5歳児クラスの園児については、マスク着用をお願いいたします。

※ 強制ではありません。可能な限りご協力いただき、体調によりマスクの着用ができないなど、個別のご事情につきましては所属園にお申し出ください。

※ なお、今後気温の上昇に伴い熱中症のリスクも高まります。こうしたリスクも考慮し、状況に応じて園児・職員ともに保育中にマスクを外すことがあります。

(4) 登園時のお願い

感染拡大防止のため、登園時には以下のことにご協力を願います。

- ① 登園する前に、必ず、すべての園児・保護者の検温をお願いします。
- ② 送迎の際、保護者の方のマスク着用、アルコール消毒・手洗いの徹底をお願いします。

2. その他

- 原則、通常どおり運営してまいりますが、感染予防・拡大防止のために、予定していた行事（保護者会等）の延期や中止、実施方法の変更等をさせていただく場合があります。
- 万が一、在籍園において感染者が発生した場合は、施設を臨時休園する場合があります。休園中は、代替の施設も含めて保育は利用できません。

【お問合せ先】

豊島区子ども家庭部保育課

- ・ 区立保育園について ……公立運営グループ 03-3981-2028
- ・ 私立保育園について ……私立保育所グループ 03-3981-1823
- ・ 地域型保育事業、千早さくらそう保育園について ……地域型保育事業グループ 03-3981-1961